

- ・ 人工衛星からの分離物について、分離後に国内に所在する人工衛星管理設備を用いてその管理を行う場合
- 人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がない場合
 - ・ 国内のロケットで打ち上げる人工衛星であるが、国内に所在する人工衛星管理設備運用管制設備を用いて、コマンドのアップリンクを含む一切の運用管制管理を行わない場合
 - ・ 人工衛星の位置を把握したり制御したりする信号コマンドを国外の運用管制設備場所で生成し、当該信号をネットワーク等を経由して国内外の地上局（地上アンテナ設備）からアップリンク送信し、国外の人工衛星を運用管理する場合
 - ・ 人工衛星管理設備を運用管制設備を用いて人工衛星の位置、姿勢及び状態をモニタ把握するが、これら全てを制御しない場合人工衛星に対してコマンドのアップリンクを行わない場合（バスの制御を一切行わない場合）
 - ・ 宇宙ステーション補給機の貨物として宇宙ステーションに輸送された後、当該宇宙ステーションの内部又は外部に配置され一体運用される場合
 - ・ 人工衛星からの分離物について、分離後にその管理を行わない場合（位置、姿勢及び状態の把握を行わない場合や、これら全てを制御しないテレメトリのモニタのみで、コマンドの送信を行わない場合）

人工衛星の管理に係る許可を受けたならば、その旨の通知が行われ、人工衛星の管理許可証が交付されます。当該許可証の交付を郵送にて希望する場合は、日本産業規格 A4 が入る返信用封筒に郵送先を記載し、簡易書留に必要な切手を貼付けた上で、事前に事務局に提出してください。なお、当該許可証は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

6.1. 許可申請書

6.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第 17）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことで当該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 人工衛星の名称
- ③ 人工衛星管理設備の場所
- ④ 人工衛星の軌道
- ⑤ 人工衛星の利用の目的及び方法
- ⑥ 人工衛星の構造
- ⑦ 法第二十二条第四号に定める終了措置の内容
- ⑧ 管理計画
- ⑨ 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所 (申請者が個人の場合)
- ⑩ 人工衛星の管理に係る業務を行う役員の氏名 (申請者が法人の場合)
- ⑪ 人工衛星の管理に係る業務を行う又は使用人の氏名
- ~~⑩~~
- ~~⑪⑫~~ 法第二十一条に定める欠格事由の該当有無

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者が個人の場合：
 - ・ 住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・ 外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者が法人の場合：
 - ・ 登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・ 外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名 ~~又は~~ 法人名、担当部署、担当者名等 に加え、電話番号及び電子メールアドレス を記載してください。 なお、連絡先については 6.3. 項の変更手続きの対象外です。

② 人工衛星の名称

管理する人工衛星の名称を記載してください。

なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらぬ名称である必要があります。
をつけてください。

③ 人工衛星管理設備の場所

本項目には運用管制設備の人工衛星管理設備の所在する住所を記載してください。

運用管制設備とは、テレメトリ受信や地上レーダーなどの手法により人工衛星をモニタする機能、およびコマンドを生成し、送信する機能を有し、これらの機能を用いて人工衛星を監視し、かつ、制御する用途に用いる設備を指します。

運用場所と地上局の場所が異なる場合には、本項目には運用場所を記載し、地上局（地上アンテナ設備を指す）の場所が別に所在する場合については、地上局の場所は本項に記載せず、⑧管理計画にて記載してください。また、運用管制設備場所が複数の箇所に所在する場合は、それらを併記してください。その他、人工衛星の管理の形態により記載すべき運用管制設備場所を明確に判断できない場合は、事前に事務局へ相談してください。

④ 人工衛星の軌道

申請時点で想定される人工衛星の軌道について種類（地球周回軌道、惑星遷移軌道等）とともに記載してください。例えば、地球周回衛星の場合であれば、軌道長半径、離心率及び、軌道傾斜角、若しくは近地点高度、遠地点高度及び軌道傾斜角、昇交点赤経、近地点引数及び近地点通過時刻が該当します。これらの具体的な数値は、変更の許可の申請や届出をその都度行う必要をなくするため、現実的な幅を持たせた上で、運用フェーズ毎（投入軌道、定常運用軌道、その後の軌道等）のそれぞれの軌道を併記して記入することが可能です。

⑤ 人工衛星の利用の目的及び方法

人工衛星の利用の目的及び方法については、例えば電気通信、科学観測、地球観測等が、利用の方法については、商業利用、研究開発や学術研究への利用等が考えられますが、その対象分野、用途について宇宙条約や宇宙基本法の基本理念に則しており、公共の安全に支障を及ぼさないことがわかるよう、具体的な内容を記載してください。

複数分野が想定される場合は、いずれの項目についても記載してください。

⑥ 人工衛星の構造

人工衛星の寸法（運用時）、全備質量、設計寿命、電源方式、姿勢制御方式、推進方式、~~推進薬種類、推進薬質量、主要構造材料、主要搭載機器~~の構造に関する所定の事項を様式第17の別紙1 ~~に従って~~に記載してください。~~これらの具体的な数値の記載にあたっては、~~変更の許可の申請や届出をその都度行う必要をなくするため、例えば推進薬質量などロケット打上げの直前まで確定しないものについては、現実的な幅を持たせて記入することが可能です。~~その他また、人工衛星の概要図、人工衛星システム系統図も~~を様式第17の別紙1-2に記載してください。

その他、人工衛星の構造に係る設計上の対策~~についてはを~~、「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」6.2項を参考として「人工衛星の構造が規則第二十二條に定める基準に適合していることを証する書類」を作成してください。~~別紙1-3～1-5に記載してください。~~

⑦ 法第二十二條第四号に定める終了措置の内容

人工衛星の終了措置として、人工衛星の高度を下げて（自然落下による軌道低下措置を含む）空中で燃焼させることや、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれのないように軌道高度を上げること、地球以外の天体への軌道投入又は落下させること等が考えられます。

このため、法第22條第4号で示される措置のうちどの措置を採用する計画かを示し、その内容を簡潔に記載してください。

なお、申請時点で複数の終了措置を想定している場合は、それら複数に記載してください。

⑧ 管理計画

人工衛星の管理として、他の人工衛星との衝突を避けるための措置、その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要な措置を計画する必要があります。また、申請者は当該管理計画を実行する十分な能力を有することを示す必要があります。なお、申請者が個人の場合は、死亡時代理人も当該能力を有することを示す必要があります。

このため、「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」6.3項を参考として、以下に関する内容を様式第17の別紙2に記載してください。

- ・ 人工衛星管理設備の概要
 - 人工衛星の管理を行う運用場所運用管制設備（電子計算機が存在するテレメトリ受信や地上レーダーなどの手法により人工衛星をモニタする機能、およびコ

マンドを生成し、送信する機能を有し、これらの機能を用いて人工衛星を監視し、かつ、制御する場所）及び地上局（地上アンテナ設備）の場所等について記載してください。運用管制設備については、特定できるよう住所だけでなく建物名や部屋番号も記載してください。地上局については、その住所に複数のアンテナがある場合は特定できるように記載してください。また、地上局の所有者と申請者が異なる場合は所有者も記載してください。

- ・ 人工衛星の管理の方法
 - 運用場所運用管制設備と人工衛星の間で信号を送受信する地上局を含めた情報伝達経路（ネットワーク構成を含む）の概要を記載してください。
 - 運用フェーズ毎の運用内容を記載してください。なお、設計寿命を超えて、人工衛星の管理を行う場合には、『⑥ 人工衛星の構造』で示した内容が、設計寿命経過後の人工衛星の管理期間中においても有効であることを示してください。
 - 人工衛星がコンステレーションを構成するものであり、既に管理が行われている他の人工衛星が存在する場合は、当該人工衛星の名称等、当該人工衛星を識別可能な情報を記載してください。人工衛星の管理に係る許可を受けたものである場合は、当該人工衛星の名称及び許可番号を記載してください。
- ・ 分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止
 - 人工衛星を構成する機器等の分離又は結合をする場合は、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさないための管理手順等を記載してください。
- ・ 異常時の破砕防止
 - 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する措置又は終了措置を講ずることを記載してください。
- ・ 他の人工衛星等との衝突回避
 - 軌道を変更する能力を有する人工衛星についでは、他の人工衛星等と衝突する可能性の情報把握の方法、情報を入手した場合における回避措置を講ずるか否かの判断条件等について記載してください。
- ・ 終了措置
 - 人工衛星の終了措置として講ずる計画の措置について、その内容を記載してください。なお、終了措置を講じた後に人工衛星の破砕を発生させないための措置についても記載してください。
- ・ 人工衛星の管理を実行する体制の構築
 - 管理の組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築、要員への訓練等、適切な体制が整備されることを記載してください。

⑨ 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所 （申請者が個人の場合）

人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者が個人の場合に必要な記載事項です。
死亡時代理人が個人の場合にあつては住民票に記載された氏名及び住所を、死亡時代理人が法人の場合にあつては登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者が法人の場合は、こちらの欄は空欄としてください。

⑩ 人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名 (申請者が法人の場合)

~~役員又は使用人の住民票に記載された氏名を記載してください。~~

申請者が法人の場合は、役員及び使用人の住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。

~~なお、使用人とは、申請者の使用人であつて、人工衛星の管理に係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます(規則第21条)。例えば、管理業務を所管する部門の長などが該当します。~~

⑪人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名

使用人の住民票に記載された氏名を記載してください。

なお、使用人とは、申請者の使用人であつて、人工衛星の管理に係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます(規則第21条)。例えば、管理業務を所管する部門の長などが該当します。

⑫法第二十一条に定める欠格事由の該当有無

以下のいずれかに該当する者は、人工衛星の管理に係る許可を受けることができません。チェック欄に該当の有無をチェックしてください。

法第二十一条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 二 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者
- 三 心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの成年被後見人又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- 四 法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 個人であって、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの
- 六 個人であって、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

規則第二十二条の二（心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者）

法第二十一条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星等の打上げを適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者とする。

6.1.2. 添付書類

人工衛星の管理に係る許可を受けようとする場合、6.1.1項に示す申請書に以下の書類を添えて提出する必要があります（規則第20条第2項）。

- ~~① 申請者に係る書類~~
- ~~②①~~ 人工衛星の構造が規則第二十二條に定める基準に適合していることを証する書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

~~① 申請者に係る書類~~

~~○ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類~~

~~1) 住民票の写し又はこれに代わる書類~~

~~本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。~~

~~2) 使用人及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類~~

~~住民票の写し又はこれに代わる書類~~

~~○ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類~~

~~1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの~~

~~外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。~~

~~2) 法第21条第5号に定める役員及び使用人に係る次に掲げる書類~~

~~住民票の写し又はこれに代わる書類~~

①人工衛星の構造が規則第二十二條に定める基準に適合していることを証する書類

「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」6.2項を参考として、人工衛星の構造が人工衛星の構造に関する基準（規則第22条）に適合することを示す設計図、システムブロック図、解析結果、試験結果、検査結果等を示してください。その内容の例としては以下が考えられます。なお、該当箇所を示すことで既存の設計書等の文書を活用することも可能です。

- 意図しない物体放出防止のための仕組み
 - 人工衛星を構成する艀装品および機器等が容易に離脱、飛散しない措置を講じた構造であることがを、設計、構造解析又は環境試験等で評価されていることを示してください。なお、当該人工衛星に負荷印加される環境条件は、一般的にはロケットの発射から人工衛星の分離までの期間が最も厳しい環境条件となります。また、打上げに伴う気圧変化への耐性を有すること（一般的にはベントホール解析や検査結果）も示してください。
 - 人工衛星が軌道上において、アンテナ、太陽電池パネル等の分離・展開を行う機構を有する場合は、当該動作において、容易に艀装品および機器等が飛散しない措置を講じた構造機構であることを示してください。
 - 火工品等による燃焼生成物の放出は、必要最小限となっていることを示してください。
- 分離又は結合を行うものにあつては、その仕組み
 - 人工衛星を構成する機器等を分離・放出する場合（親衛星から子衛星を分離する場合を含む。）は、当該動作において容易に機器等が飛散しない措置を講じた機構構造であることを示してください。また、放出された機器等が有人宇宙船等及び他の人工衛星の管理に重大な支障を及ぼさない措置を講じた構造であるよう、適切な軌道に投入できることを示してください。
 - 他の人工衛星等へのドッキングやデブリ捕獲を実施する場合は、結合や・捕獲の動作時の衝撃において衝突により破片等が発生しないような措置を講じた構造機構であることを示してください。
- 破砕を予防する仕組み
 - 人工衛星は、破砕に至る異常を検知するため、当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を直接又は他の無線設備を経由して人工衛星管理設備に送信できる機能を有していることを示してください。
 - 人工衛星が破砕してデブリを発生することを未然に防止するために、異常時には全ての残留エネルギーの除去又は安全化を行うことができる機能を有していることを示してください。
- 地球に再突入するものにあつては、公共の安全の確保のための仕組み
 - 人工衛星の管理の期間中又は終了後、地球に落下する人工衛星若しくは人工衛星を構成する機器等は、完全に燃焼する構造であること、又は完全に燃焼しない場合は、着地若しくは着水が予想される地点に対するリスクが国際標準若しくは各国宇宙機関等が定める基準と同等以下となる構造であることを示してください。
- 他の天体由来の物質を地球に落下させて回収するものにあつては、地球の環境の悪

化を防止する仕組み

- 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収する場合（他の天体で採取した物資や他の天体由来の付着物を含む）は、COSPAR が規定する惑星保護方針（Planetary Protection Policy）に準拠した措置を講じていることを示してください。
- ・ 地球以外の天体を回る軌道に投入又は当該天体に落下させるものにあつては、当該天体の有害な汚染を防止する仕組み
 - ・ 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星若しくは人工衛星を構成する機器等は、COSPAR が規定する惑星保護方針（Planetary Protection Policy）に準拠した措置を講じていることを示してください。

6.2. 宇宙物体登録の届出

人工衛星の管理の開始後、人工衛星管理者は宇宙物体登録の手続きが必要です。また、人工衛星の所有者等に変更が生じた場合、事故の届出をした場合や終了措置を講じた場合にも宇宙物体登録の手続きが必要です。詳細は「宇宙物体登録に係る届出マニュアル」を参照してください。

6.2.6.3. 許可の変更関係

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十三条（変更の許可等）

第二十条第一項の許可を受けた者（以下「人工衛星管理者」という。）は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

規則第二十五条（変更の許可の申請等）

人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

- 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。
- 法第二十三条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の許可の申請又は届出のいずれかを行う必要があります。許可の申請、届出の対象や具体的な例については「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」第7章を参照してください。

6.2.1.6.3.1. 変更の許可の申請

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、実質的な変更を伴わないものを除き、変更の許可の申請が必要です。

- 人工衛星の利用の目的及び方法
- 人工衛星の構造

- ・ 終了措置の内容
- ・ 管理計画
- ・ 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所 (申請者が個人の場合のみ)

変更の許可の申請には、以下に示す書類を提出する必要があります(規則第25条第1項)。

- 1) 変更の許可申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

- 1) 変更の許可申請書
変更に係る事項を記載した申請書(様式第19)を提出してください。
- 2) 当該変更事項に係る書類
6.1.2項の各書類のうち、当該変更事項に係る書類を提出してください。
- 3) 許可証の写し
交付された人工衛星の管理許可証の写しを提出してください。

変更の許可がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな許可証が再交付されますので、既に交付された許可証を返納してください。

6.2.2-6.3.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更したようとするときは、変更の届出が必要です。

- ・ 人工衛星管理者の氏名又は名称及び住所
- ・ 人工衛星管理設備の場所
- ・ 人工衛星の軌道
- ・ 人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名
- ・ 法第21条に定める欠格事由の該当有無
- ・ 6.3.1項の許可の申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります(規則第25条第4項)。

- 1) 変更届出書
- 2) 変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

- 1) 変更届出書
変更に係る事項を記載した届出書(様式第20)を提出してください。
- 2) 変更事項に係る書類

6.1.2 項の各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。

3) 許可証の写し

交付された人工衛星の管理許可証の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな許可証は再交付されませんので、既に交付された許可証の返納は不要です。

6.3.6.4. 事故時の届出

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十五条（事故時の措置）

人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効力を失う。

規則第二十六条（事故時の届出）

人工衛星管理者は、法第二十五条の規定による届出をしようとするときは、様式第二十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第二十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事故が発生した日時及び位置
- 二 当該事故の発生後の人工衛星の軌道

人工衛星管理者は、その管理する人工衛星が他の物体との衝突やその他の事故の発生により、終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、事故時の届出書（様式第 21）を提出してください。

本届出書には、次の事項を記載してください。

- ・ 当該事故の状況
- ・ 当該事故が発生した日時及び位置
- ・ 当該事故の発生後の人工衛星の軌道

なお、ロケット打上げの失敗等により人工衛星の管理を開始できなくなった場合においても、本届出書を提出してください。

6.4.6.5. 承継関係

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十六条（承継）

人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

- 2 人工衛星管理者が、国内に所在する人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 5 第二十一条及び第二十二条（第三号（管理計画を実行する能力に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。
- 6 人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があったとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人（第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があった日（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日）から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間（前条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、これらの者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、前条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第二十七条（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請）

法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

承継の認可を受け、管理計画（管理計画を実行する体制を除く。）に変更が生じる場合においては、変更の許可の申請又は届出が必要です。

6.4.1.6.5.1. 譲渡

人工衛星管理者が人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第27条第1項）。

- 1) 認可申請書（様式第二十二）
~~譲受人に係る規則第二十条第二項第一号に掲げる書類（申請者に係る書類）~~
- 2) 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（管理計画を実行する体制に係る書類）
- 3) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 4) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 5) 許可証の写し

6.4.2.6.5.2. 国外への譲渡の届出

人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行おうとする者に譲渡を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第

27 条第 2 項)。

- 1) 届出書 (様式第二十三)
- ~~2) 譲受人に係る規則第二十条第二項第一号に掲げる書類 (申請者に係る書類)~~
- ~~3) 2) 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 (管理計画を実行する体制に係る書類)~~
- ~~4) 3) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し~~
- ~~5) 4) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類~~
- ~~6) 5) 許可証の写し~~

6.4.3-6.5.3. 合併

人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、合併後存続する法人又は合併により設立される法人に人工衛星の管理に係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります (規則第 27 条第 3 項)。

- 1) 認可申請書 (様式第二十四)
- 2) 合併の方法及び条件が記載された書類
- ~~3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る規則第二十条第二項第一号に掲げる書類 (申請者に係る書類)~~
- ~~4) 3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 (管理計画を実行する体制に係る書類)~~
- ~~5) 4) 合併契約書の写し及び合併比率説明書~~
- ~~6) 5) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類~~

6.4.4-6.5.4. 分割

人工衛星管理者である法人が分割により人工衛星の管理に係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります (規則第 27 条第 4 項)。

- 1) 認可申請書（様式第二十五）
- 2) 分割の方法及び条件が記載された書類
- ~~3) 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人に係る規則第二十条第二項第一号ロに掲げる書類（申請者に係る書類）~~
- 4) ~~3)~~ 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（管理計画を実行する体制に係る書類）
- ~~5) 4)~~ 分割契約書（新設分割場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- ~~6) 5)~~ 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

6.5.6.6. 死亡の届出

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十七条（死亡の届出等）

人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第二十八条（死亡の届出）

相続人は、法第二十七条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十六による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

人工衛星管理者である個人が死亡したときは、相続人は届出書（様式第 26）を提出してください。

死亡時代理人は、人工衛星管理者の死亡の日から 120 日以内に、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うか、終了措置を講じなければなりません。

6.6.6.7. 終了措置

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十八条（終了措置）

人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。

規則第二十九条（終了措置の届出）

人工衛星管理者は、法第二十八条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十七による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

人工衛星管理者は、その管理計画に基づいて人工衛星の管理を終了しようとするときは、あらかじめ届出書（様式第 27）を提出してください。

講じようとする終了措置が、法第 22 条第 1 項第 4 号二によるものである場合は、届出を行う時点における人工衛星の位置、姿勢および状態を届出書に記載してください。

本届出書に記載した終了措置を講じたならば、人工衛星の管理に係る許可は失効します。

6.7.6.8. 解散の届出

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十九条（解散の届出等）

人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第三十条（解散の届出）

清算人又は破産管財人は、法第二十九条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散することとなるときは、その清算人又は破産管財人は届出書（様式第 28）を提出してください。

清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。）は、解散の日から 120 日以内に、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うか、終了措置を講じなければなりません。

7. 対象となる申請者の考え方

7.1. 人工衛星等の打上げに係る許可の申請

国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者が申請してください。

7.2. 人工衛星の管理に係る許可の申請

人工衛星の管理については、人工衛星の製造者（製造事業者）と運用者（運用事業者）が異なる場合等、複数の者が関係する場合があります。

そのような複数の者が関係する代表的な例について、考え方を以下に示します。

○ 衛星バスの運用者とミッションの運用者とが異なる場合

この場合において、人工衛星管理設備を用いて人工衛星の位置等の把握及び制御する行為を行っている者は、通常、衛星バスの運用者であるため、衛星バスの運用者からの申請が一般的です。

○ 人工衛星の製造者が軌道上で初期運用を行った後、軌道上で運用者に引き渡す場合
＜初期運用の主体が人工衛星の製造者である場合＞

① 引き渡し後も人工衛星の製造者が主体的に定期的なメンテナンスや緊急時の対応に関わる場合

この場合は、両者ともに同一の人工衛星に対して、人工衛星の管理を行っていると考えられるため、2者の連名で当初から人工衛星の管理許可の申請をすることが望ましいです。その際は、管理計画において2者各々の関与について記載してください。

② 引き渡し後は人工衛星の製造者は人工衛星の管理に関与しない場合又は関与する場合においても、人工衛星の運用者の指示の下で従属的に作業を行う場合

この場合は、人工衛星の製造者が人工衛星の管理許可を申請し、軌道上引き渡し前に人工衛星の運用者への譲渡手続(6.5項参照)をすることが望ましいです。

＜初期運用の主体が人工衛星の運用者である場合＞

初期運用の期間中、運用者が製造者に逐次指示を出して人工衛星の管理を行う場合であって、初期運用後に製造者は自らの判断で定期的なメンテナンスや緊急時の対応を含め、人工衛星の管理を行わない場合、管理の主体は運用者とみなされるため、運用者のみが許可の申請を行うことが望ましいです。

8. 申請様式の記載例

人工衛星等の打上げに係る許可の申請に関する様式の記載例を本マニュアル別紙1に、人工衛星の管理に係る許可の申請に関する様式の記載例を本マニュアル別紙2に示します。

9. 主要関係部署一覧

9.1. 人工衛星等の打上げに係る主要関係部署一覧

人工衛星等の打上げに伴う各種法規制に係る主要関係部署一覧を表1に示します。

表1 人工衛星等の打上げに係る主要関係部署一覧

法令及び条項等	担当窓口	手続、法定資格等が必要な場合の例
電波法 第4条	総務省 総合通信基盤局 電波部 ・基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 TEL: 03-5253-5886	・地上気象レーダー関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
	・移動通信課 TEL: 03-5253-5895	・ロケット関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
消防法	消防庁 危険物保安室 TEL: 03-5253-7524 (申請) 製造所等の所在地を管轄する市町村消防本部等	・危険物の製造又は貯蔵を行う場合 ・火災を防止するための設備等を備える必要がある場合
毒物及び劇物取締法	厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室 TEL: 03-3595-2298	推進薬に含まれる化学物質が、ヒドラジン等の毒劇物である場合
労働安全衛生法	(制度概要) 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 TEL: 03-3595-3225 (届出等) 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署	・クレーン等の設置届及び落成検査が必要な場合 ・クレーン運転士免許やフォークリフト運転技能講習修了等、資格が必要な機械等の運転の業務を行う場合
火薬類取締法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付 TEL: 03-3501-1870 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱を行う場合

高圧ガス保安法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室 TEL: 03-3501-1706 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を行う場合
航空法 第99条の2	国土交通省 航空局 安全部 運航安全課 TEL: 03-5253-8737	ロケットの打上げを行う場合
水路通報等に関する 手続き	海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 水路通報室 TEL: 03-3595-3615	人工衛星等の打上げ及びロケット軌道投入段の再突入時に、海上に落下物が生じる場合

9.2. 人工衛星の管理に係る主要関係部署一覧

人工衛星の管理に伴う各種法規制に係る主要関係部署一覧を表2に示します。

表2 人工衛星の管理に係る主要関係部署一覧

法令及び条項等	担当窓口	手続、法定資格等が必要な場合の例
電波法 第4条	総務省 総合通信基盤局 電波部	
	・電波政策課 国際周波数政策室 TEL: 03-5253-5878	・人工衛星に係る国際周波数調整が必要な場合
	・基幹・衛星移動通信課 TEL: 03-5253-5816	・人工衛星・地球局関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
	・基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 TEL: 03-5253-5886	・地上気象レーダー関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
	・移動通信課 TEL: 03-5253-5895	・人工衛星に開設するアマチュア局及びその無線設備を遠隔操作するアマチュア局の無線局免許申請・取得が必要な場合
	・各総合通信局及び 沖縄総合通信事務所	・小型衛星・地球局関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
消防法	消防庁 危険物保安室	・危険物の製造又は貯蔵を行う場合

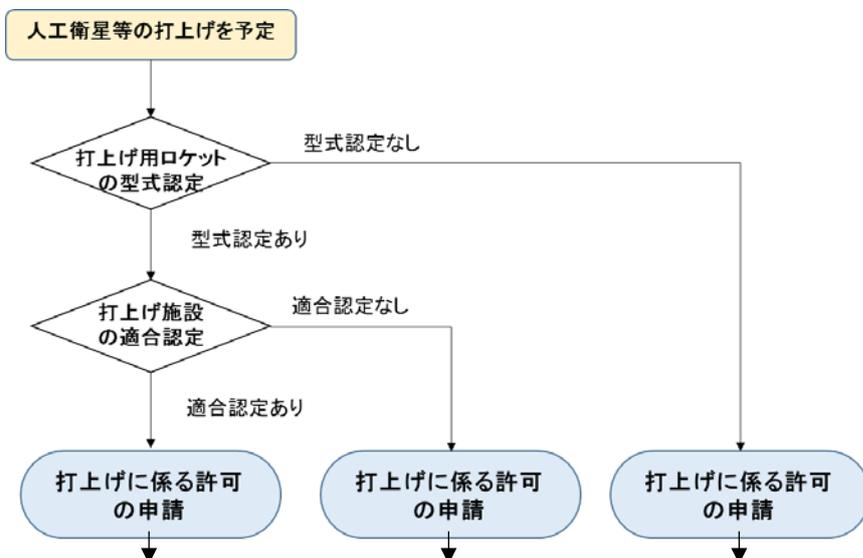
	TEL: 03-5253-7524 (申請) 製造所等の所在地を管轄する市町村消防本部等	・火災を防止するための設備等を備える必要がある場合
毒物及び劇物取締法	厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室 TEL: 03-3595-2298	推進薬に含まれる化学物質が、ヒドラジン等の毒劇物である場合
労働安全衛生法	(制度概要) 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 TEL: 03-3595-3225 (届出等) 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署	・クレーン等の設置届及び落成検査が必要な場合 ・クレーン運転士免許やフォークリフト運転技能講習修了等、資格が必要な機械等の運転の業務を行う場合
火薬類取締法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付 TEL: 03-3501-1870 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱を行う場合
高圧ガス保安法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室 TEL: 03-3501-1706 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を行う場合
外国為替及び外国貿易法 第52条	経済産業省 安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801	人工衛星を輸出する場合
水路通報等に関する手続き	海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 水路通報室 TEL: 03-3595-3615	人工衛星の再突入時に、海上に落下物が生じる場合

10. 提出書類のチェックリスト

次ページ以降に、各種申請における提出書類のチェックリストを示します。

- ・ 人工衛星等の打上げに係る許可の申請時のチェックリスト
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定の申請時のチェックリスト
- ・ 打上げ施設の適合認定の申請時のチェックリスト
- ・ 人工衛星の管理に係る許可の申請時のチェックリスト

■ 人工衛星等の打上げに係る許可の申請時のチェックリスト



標準処理期間	1箇月～3箇月	1箇月～3箇月	4箇月～6箇月
打上げに係る許可の申請に必要な書類 (チェックリスト)	<input type="checkbox"/> 申請書(様式第1) 以下を添付する必要があります。 <input type="checkbox"/> 申請者に係る書類	<input type="checkbox"/> 申請書(様式第1) 以下を添付する必要があります。 <input type="checkbox"/> 申請者に係る書類 <input type="checkbox"/> 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類	<input type="checkbox"/> 申請書(様式第1) 以下を添付する必要があります。 <input type="checkbox"/> 申請者に係る書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類(ロケット関係) <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件を記載した書類(ロケット関係) <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類(打上げ施設関係) <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類(打上げ施設関係)

■ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定の申請時のチェックリスト

- 申請書（様式第9）

以下を添付する必要があります。

~~□~~ 申請者に係る書類

- 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類

■ 打上げ施設の適合認定の申請時のチェックリスト

- 申請書（様式第 13）

以下を添付する必要があります。

~~□~~ 申請者に係る書類

- 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類

■ 人工衛星の管理に係る許可の申請時のチェックリスト

- 申請書（様式第 17）

以下を添付する必要があります。

~~申請者に係る書類~~

- 人工衛星の構造が規則第 22 条に定める基準に適合していることを証する書類